



平成30年住生活総合調査への 御協力をお願い

国土交通省 住宅局

■ 平成30年12月1日(土)現在で住生活総合調査を行いますので、御協力をお願いします。

- 住生活総合調査は、全国の皆様に、住宅の住みごこちや、最近の居住状況の変化、これからの住まいの意向などをお伺いして、今後の国や地方公共団体の住宅政策を進めるうえでの貴重な基礎資料とするため、国土交通省が5年に一度行っているものです。
- 11月24日から11月30日の間に、調査受託機関の配布員がお住まいのポストに調査票を投函します。

■ 調査対象は、平成30年住宅・土地統計調査の対象となった世帯から抽出された世帯です。

- 先に御協力いただいた「住宅・土地統計調査」では、世帯の構成、住宅の実態、住み替えやリフォームの実績など、客観的な事実を中心にお伺いしたのに対し、本調査では、住宅・住環境に対する満足度、住み替えなどの目的など、居住者の意識・意向を中心にお伺いします。
- 同じ世帯に両方の調査票を御記入いただくことで、例えば、世帯人数及び住宅の床面積と、住宅に対する満足度及び今後の住み替えの意向がどのように関係しているかを把握することができます。調査対象となった世帯の方には御負担をおかけしますが、なにとぞ御理解をお願いします。

■ 回答いただいた内容は、統計を作るためだけに使われ、その他の目的に使われることは決してありません。

- 配布員をはじめ調査関係者は、統計法により、調査票の内容を他にももらしたり、統計を作る目的以外に調査票を使用することを固く禁じられています。

■ 回答は、調査票を提出用封筒に入れて投函していただく方法、またはインターネットでご回答いただく方法をご用意しています。

- 以下の2つのうち、回答しやすい方法をお選びください。
 - ①調査票を投函していただく方法
※ご記入いただいた調査票を提出用封筒に入れて投函ください(切手は不要です)。
 - ②インターネットでご回答いただく方法
※同封の「インターネット回答のご案内」をご覧ください。

調査票の提出について

ご記入いただいた調査票は、提出用封筒に入れ、
平成30年12月10日(月)までに投函してください。

※ インターネットでご回答した場合は、調査票の郵送は不要です。

- 正確な統計を作成するため、後日、事務局が調査票の記入もれ、記入誤りなどを確認いたします。
- もし、記入もれ、記入誤りなどが発見された場合は、事務局より確認させていただく場合がございますので、ご了承ください。



調査票に回答していただく方

- 調査票またはオンライン調査は、世帯の構成員（同居し、生計を共にしている人）のうち、原則として家計を主に支える人が回答してください（「住宅・土地統計調査」と同じ）。家計を主に支える人が複数いる場合は、それらの人のうち「住宅・土地統計調査」の調査票に回答した人が回答してください。
- やむを得ず、家計を主に支える人以外の方が回答する場合も、家計を主に支える人の立場で回答してください。
- ただし、単身赴任者からの送金で生計を立てている世帯など、家計を主に支える人が世帯の構成員でない場合（同居していない場合）は、世帯を代表する人が、自分の立場で回答してください。
- 回答に際し、ご不明な点やお困りのことなどございましたら、末尾に掲載している「お問い合わせ先」までご連絡ください。

調査票用紙への記入上の注意 (インターネットで回答する場合を除く)

- 必ず黒の鉛筆かシャープペンシルで記入し、ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
- 紙の調査票は機械で読み取りますので、汚さないでください。また、書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。
- 数字は、他の数字とまぎらわしくならないように記入してください。

正しい書き方の例	まぎらわしい書き方の例
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 4 6 9

調査票の補足説明

問 1(カ)

【記入例】「01.広さや間取り」、「11.地震時の安全性」、「16.プライバシー確保」、「18.日常の買い物などの利便」、「23.治安」を重要と考えている場合

(カ) 上の01～32の項目のうち、あなたが重要と思うものを選んで、番号を下欄に記入してください。(8つまで)

(記入例 04)

重要と思うもの

01 11 16 18 23 ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴



問2

○ 現在のお住まいへ住み替えた時の理由について、世帯の独立、結婚、子の誕生・成長などの世帯事情の変化と、住宅の住み替えなどの実績・意向などとの関係性を把握しようとする設問です。

＜選択肢の意味＞

世帯からの独立

一つの世帯が二つの世帯に分かれ、それらの世帯が再び一つになることが予定されていない場合に、新しい世帯主の世帯が選択します。

(例1) 夫が世帯主であった夫婦が離婚して元妻が一人暮らしを始めた場合の、元妻の世帯。

(例2) 子が都会の大学に入学して一人暮らしを始め、卒業後も親の家に戻ることを想定されない場合の、子の世帯(親からの仕送りの有無を問わない)

(例3) 一人暮らしをしていた男性と親の家で家事手伝いをしていた女性が結婚して夫婦で住み始め、妻が世帯主となった場合の、妻の世帯

問2 全員にお尋ねします。

現在のお住まいへ住み替えた時の目的や理由は何でしたか。(当てはまるもの全て)

<input type="radio"/> 出生時から住んでいる (住み替えたことがない)	→ (問4へ)		
<input type="radio"/> 世帯からの独立 (単身赴任、離婚などを含む)	<input checked="" type="radio"/> 結婚による独立	<input type="radio"/> 家族等との同居・隣居・近居	
<input type="radio"/> 高齢期の住みやすさ	<input type="radio"/> 子育てのしやすさ	<input type="radio"/> 広さや部屋数	
<input type="radio"/> 使いやすさの向上	<input type="radio"/> 性能の向上 (断熱性、省エネ性など)	<input checked="" type="radio"/> 新しさ・きれいさ	
<input type="radio"/> 住居費負担の軽減	<input type="radio"/> 災害に対する安全性・治安	<input type="radio"/> 通勤・通学の便利	
<input checked="" type="radio"/> 日常の買物、医療などの便利	<input type="radio"/> その他		

問5(ウ)

【記入例】「中古の戸建て」または「新築共同住宅」の持ち家への住み替え意向があり、かつ、借家も視野に入れているが、借家については明確に決めていない場合

(ウ) どのような住宅への住み替えを考えていますか。(当てはまるもの全て)

<input checked="" type="radio"/> 持家	→ <input type="radio"/> 新築戸建て	<input checked="" type="radio"/> 中古戸建て	<input checked="" type="radio"/> 新築共同住宅 (マンションなど)	<input type="radio"/> 中古共同住宅 (マンションなど)
	<input type="radio"/> 新築、中古にこだわらない	<input type="radio"/> 戸建て、共同住宅にこだわらない		
<input checked="" type="radio"/> 借家 (施設を含む)	<input type="radio"/> 民営の共同住宅	<input type="radio"/> 民営の戸建て	<input type="radio"/> 公的賃貸	<input type="radio"/> シェアハウスなど (共同居住型の借家)
	<input type="radio"/> 高齢者向け住宅・施設	<input type="radio"/> その他	<input type="radio"/> 特にこだわらない	
<input type="radio"/> 持家、借家にこだわらない				



Please Cooperate with Comprehensive Survey of Housing Life 2018.

Housing Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

■ We will distribute the survey form to your resident mailbox end of November. We ask for your kind cooperation.

- This Comprehensive Survey of Housing Life has been conducted every 5 years by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. We ask everyone in this country about the living conditions of residences, recent changes in residency conditions, future intention of residence to make it a valuable basic material for advancing the housing policy of future national and local governments.
- Between November 24 to November 30, Distributor of the trustee survey organization will post the survey sheets to your resident mail box.

■ This survey targets are extracted from the households subject to Housing and Land Survey.

- In the Housing and Land Survey, we asked you objective facts such as the household composition, the actual condition of housing, the actual results of relocation, remodeling whereas in this survey we ask you about the awareness and intention of residency such as satisfaction level with residents / residential environment, purpose of moving in past, intention of future residential change etc.

○ You can figure out how relate number of people and floor space of the household with satisfaction level for residents and intention of moving by answering both survey in the same household. We apologize everyone of surveyed household for the inconvenience. Thank you for your understanding.

■ Please apply by e-mail if you answer survey sheets in English.

- If you answer survey sheets in English, please request redistribution English survey sheet by loggin to the following URL or read the QR code with your smartphone etc. (The Internet reply form is only available in Japanese)
- There are a form to fill your "name" and "address", these are not used for purpose other than mailing the survey sheets. Also please fill "prefecture number", "city municipal number", "survey district number", "building number" and "household number" listed at the bottom of survey sheet. We will redistribute English version of the sheets within one week.

[Read QR code here]



[ブラウザのアドレスバーに入力する場合]

<http://www.00000000/XXXXXX/index.html>

Reply deadline

The reply deadline is on Monday, 10th December 2018.

■ Your answer is used for only making statistics, and never been used for any other purposes.

- Distributor and people involved this survey are strictly forbidden to use survey forms other than making statistics or leak the contents of the survey sheets to others by Statistics Act.